

新潟空港国内線チャーター便利用旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会会長（以下「会長」という。）は、新潟空港の利用促進を図るため、国内定期便の新規開設の可能性がある空港を発着するチャーター便による旅行商品の催行に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の対象となる者は、新潟空港を発着する国内線チャーター便を利用した募集型企画旅行商品を企画、催行する旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）の登録を受けた者）とする。なお、複数の旅行会社が共同で企画、催行する場合は、そのうちの代表旅行会社を対象とする。

(交付基準)

第3条 この補助金の対象及び補助額等については、別表に掲げるとおりとする。

2 補助対象となる事業は、申請年度の2月28日までに終了するものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第7条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

(交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始する日までに補助金交付申請書（別記第1号様式）を会長に提出するものとする。

(変更の交付申請)

第6条 第4条の(1)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、事業計画変更承認申請書（別記第2号様式）を、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の承認をするとき、必要に応じ交付決定を変更し、又は条件を付すことができる。

(軽微な変更の範囲)

第7条 第4条の(1)に規定する軽微な変更は、経費の20%を超えない範囲での変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 第4条の(2)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)を会長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 第4条の(3)の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業の完了日から30日以内に、実績報告書兼補助金請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 会長は、前条に規定する実績報告書兼補助金請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 会長は、前項の額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請及びその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 交付申請の内容と事業の実績が著しく異なるとき

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助率・上限
用機費	<p>新潟空港と次のいずれかの空港を接続する双方向のチャーター便（以下、「チャーター」という。）の運航にあたり、航空会社から航空機を用機する費用</p> <p>※「双方向のチャーター便」とは、新潟空港及び当該チャーター便による就航先空港の双方を発着地とする旅行商品の造成、販売に必要なチャーター便をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 那覇空港 2 本州に所在する空港 3 四国地方に所在する空港 4 九州地方に所在する空港 5 その他、会長が認める空港 <p>ただし、新潟県外の離島に所在する空港及び既に新潟空港との間に定期路線が運航している空港は対象外とする。</p> <p>なお、旅行商品の催行に当たり、悪天候又は空港に起因する事由により、予定していた空港とは別の空港で離発着した場合は、当初予定していた空港で離発着したものとみなす。</p> <p>また、その他やむを得ない事由による欠航等により新潟空港を利用できなかった場合は、会長と協議の上、補助対象としての適否を判断する。</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>ただし、補助金の上限は、1チャーターにつき次の額を上限とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 那覇空港 <ol style="list-style-type: none"> (1) 80席以上の機材 150万円 (2) 80席未満の機材 75万円 2 本州、四国地方、九州地方に所在する空港、その他会長が認める空港 <ol style="list-style-type: none"> (1) 80席以上の機材 80万円 (2) 80席未満の機材 40万円
広報費	<p>上記の用機費補助の対象となった旅行商品の販売促進及び広報に係る以下の経費</p> <p>販売プロモーションに係るノベルティ商品等購入費用、セミナー等の講師謝礼、会場借上料、装飾費、機器のレンタル料、備品費、印刷費、広告宣伝費、その他販売促進に係る経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>ただし、補助金の上限は、1チャーターにつき50万円とする。</p>

※ 以下の経費は補助対象外とする。

- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・実施主体の構成員等の飲食経費等、社会通念上自己の負担が妥当と判断されるもの